

工事請負契約における現場代理人の兼務に関する取扱要領改正新旧対照表

改正前	改正後
<p>(兼務が可能な条件)</p> <p>第2条 発注者は、次の2つに掲げる場合において、それぞれの条件を全て満たす場合においてのみ、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等、兼務させることが適当でない判断する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 ア～カ [略] <u>キ 現場代理人は、受注者と直接的な雇用関係にあること。</u></p> <p>(兼務申請等の手続)</p> <p>第3条 兼務申請等の手続は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p><u>(5) 受注者は、前条第2号に基づき現場代理人を兼務させる場合は、同号キを証明するものとして直接的な雇用関係を証する書類の写しを提出するものとする。ただし、現場代理人が会社の役員である場合は、役員である身分を証する書類の写しを提出するものとする。</u></p> <p>(兼務承認の取消し)</p> <p>第4条 兼務承認の取消しに係る手続及び取扱いについては、次の</p>	<p>(兼務が可能な条件)</p> <p>第2条 発注者は、次の2つに掲げる場合において、それぞれの条件を全て満たす場合においてのみ、現場代理人が他の工事の現場代理人と兼務することを認めることができるものとする。ただし、工事の難度や付近の交通の状況等、兼務させることが適当でない判断する場合は、この限りでない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 兼務する工事の両方が稼働している場合 次に掲げる条件を全て満たさなければならない。 ア～カ [略]</p> <p>(兼務申請等の手続)</p> <p>第3条 兼務申請等の手続は次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(兼務承認の取消し)</p> <p>第4条 兼務承認の取消しに係る手続及び取扱いについては、次の</p>

各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 発注者は、受注者が(3)に規定する期限を過ぎてもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第46条第1項第4号の規定により契約を解除することができる。

各号に定めるところによる。

(1)～(4) [略]

(5) 発注者は、受注者が(3)に規定する期限を過ぎてもなお新たな現場代理人を配置しないときは、約款第46条第1項第5号の規定により契約を解除することができる。

様式第1号を次のとおり改正する。



現場代理人兼務申請書

年 月 日

(発注者)

殿

(受注者)

住所

商号又は名称

代表者名

次の工事について、現場代理人を兼務したいので申請します。

なお、工事の施工に当たっては、関係法令等を遵守し、適切な工事現場の運営・取締りに努めるものとし、監督員からの指示があった場合には速やかに当該工事の現場に向かいます。

現場代理人	氏名		連絡先	(事務所等) (携帯電話)
当該工事				
工 事 名				
工 事 場 所				
当初請負代金額				
工 期		年 月 日～	年 月 日	
現 場 稼 働 日		年 月 日～	年 月 日	
監 督 員 氏 名				
現場代理人を兼務しようとする工事 <u>(現在の手持ち工事)</u>				
発注機関名				
工 事 名				
工 事 場 所				
当初請負代金額				
工 期		年 月 日～	年 月 日	
現 場 稼 働 日		年 月 日～	年 月 日	
監 督 員 氏 名				

※ 現場稼働日は、各工事の監督員と協議の上で記入すること。

※ 工程の変更等により工事現場への常駐に支障がでる場合は、監督員と協議すること。

様式第2号を次のとおり改正する。



様式第2号

現場代理人兼務承認（不承認・取消）通知書

年 月 日

（受注者）

殿

（発注者）

印

年 月 日付けで申請のあった、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、承認します（下記の理由により承認しません。下記の理由により取り消します。）。

記

1 工事名等

- （1）工 事 名
- （2）工 事 場 所
- （3）工 期
- （4）請 負 代 金

2 承認しない（取消しの）理由

※ 不要な部分は削除して作成すること。

様式第3号を次のとおり改正する。



様式第3号

現場代理人兼務取下書

年 月 日

(発注者)

殿

(受注者)

住 所

商号又は名称

代表者名

年 月 日付けで申請のあった、下記の工事に係る現場代理人の兼務については、
取り下げます。

記

- 1 工 事 名
- 2 工 事 場 所
- 3 工 期
- 4 請 負 代 金

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。